

社会福祉法人鴻巣市社会福祉協議会 ボランティア団体活動助成金申請について

様々な分野で活動するボランティア団体があるなか、当該助成金への期待も高まっています。有効な活用をいただくため、下記ガイドラインに基づき、必要と思われる助成額を申請いただきますようお願いします。

◆提出書類について

- ・助成金申請時⇒ 交付申請書（様式第1号）、【以降様式なし→】予算書、事業計画書、会員名簿、団体会則、決算書、事業報告書
- ・助成金報告時⇒ 報告書（様式第4号）

◆助成額について

⇒ 上限4万円とし、自立した活動が行えるよう活動経費を助成

- ・「自主財源の確保」と「繰越金の活用」を優先し、必要額を申請してください。
- ・繰越金がある場合、申請書に用途目的を明確にご記入ください。

※ボランティア団体からの申請総額が市社協の予算額を超えた場合、要綱の規定により、助成額を調整することとなります。

◆助成団体について

- ・対象となる団体 ※下記のいずれにも該当すること
 - 1) 鴻巣市に活動拠点を置くボランティア団体であること
 - 2) 自立した活動を行うため会費を集めていること
- ・対象とならない団体
 - 1) NPO法人は、対象外となります。
 - 2) ボランティア活動保険の対象とならない団体・活動は、対象外となります。

◆助成経費について

- ・対象となる経費

項目	内 容
諸謝金	講師への謝礼等
研修費	参加費、交通費等
通信運搬費	郵便費、宅配費等
教材費	文献、参考書等の購入費
消耗品費	コピー用紙、材料
印刷製本費	チラシ、ポスター等の印刷費
賃借費	会議室等の会場使用料、設備使用料
備品費	備品購入
その他の経費	ボランティア <u>行事用保険</u> 、その他会長が認める経費等

・対象とならない経費（※次に該当する経費は、助成金の対象とはなりません）

- 1) ボランティア活動保険への加入費用
- 2) 記念品、粗品等の購入費用
- 3) 打ち上げ、パーティー等に掛かる飲食代費用
- 4) 団体内の親睦を図るためのレクリエーションや懇親会

※備品購入について

H27年度より備品購入を助成金対象としておりますが、以下事例に沿った内容及び考え方で申請されるようお願いいたします。

事例① 機材購入 ⇒ 助成金申請額の範囲内で購入可能な団体の備品

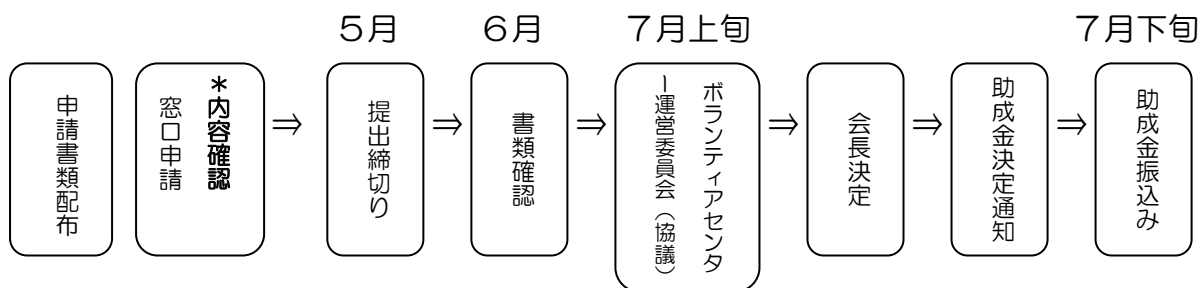
例) プリンター、ラジカセ、血圧計など、団体として活動時に使うもの
※プライベートでは使用しないこととします。

事例② 衣装購入 ⇒ ボランティア活動中を示すためのユニホーム類

- 例) ○ 活動時にお揃いのTシャツを着用したい
○ 新しいメンバーが入ったので、買い足したい
× 予備（洗い替え）で1人 複数枚を揃えたい（個人負担での購入は可）
× 毎年、デザインが異なるものを揃えたい
× プライベートでも着られるよう、個々に好みの衣類を買いたい
× 最初にTシャツを揃え、そのあと帽子・ジャンパーも揃えたい
※統一された衣装で、プライベートでは着用しないこととします。
※購入品目は、一人・1種類のみとします。

◆申請手続について

鴻巣市社会福祉協議会へ直接又は郵送でご提出ください。



上記のとおり、書類提出時の確認⇒その後の書類確認を経て、「ボランティアセンター運営委員会」で協議を行います。

ボランティアセンター運営委員会での協議によっては、助成金の「減額」または、「不交付」の場合もございますので、ご了承ください。

☆このボランティア団体活動助成事業は、「赤い羽根共同募金・配分金」を活用して実施します。